ロ　対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した指定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設した各指定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

3　法第二十五条の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第二十五条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

4　法第二十五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　指定連結親法人又はその指定連結子法人で当該供用年度において対象資産を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該対象資産につき法第二十五条の二第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第二十五条の二第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

5　指定連結親法人又はその指定連結子法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第二十五条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6　法第二十五条の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段」とする。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十二条の三　法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二　平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2　法第二十五条の三第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第二十五条の三第一項の規定により適用年度（同項に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第一項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除された金額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第二十五条の三第一項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項の給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる金額の合計額

3　法第二十五条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第六十八条の十五の三第一項後段」とあるのは「同法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段」とする。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十二条の四　法第二十五条の四第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十五の三の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む。）」と、「同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の三第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定（震災特例法第二十五条の二第十三項及び第二十五条の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「）に掲げる規定」とあるのは「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項」と、「掲げる規定を適用した場合の」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の」と、「同項の」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項の」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第二十五条の三第一項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と、同条第三項中「同項各号に掲げる規定」とあるのは「法第六十八条の十五の三第一項の規定を含む。）」と、「同項後段」とあるのは「法第六十八条の十五の三第一項後段」